

「年金」テキスト第4分冊「企業年金の会計と税制」 新旧対照表

新	現行（2023年2月改訂）	備考
<p>4.1.3 運用段階</p> <p>(1) 年金資産に関する税制（特別法人税）</p> <p>(2) 税率</p> <p>4.1.4 給付段階</p> <p>(2) 障害給付金</p> <p>(3) 遺族給付金</p> <p>4.1.6 各種控除について</p> <p>(2)退職所得控除</p> <p>4.2.2.9 退職給付制度の終了</p> <p>(1) 退職給付制度の終了</p> <p>(2) 確定給付型の退職給付制度間の移行</p> <p>(3) 大量退職</p> <p>(4) 退職給付制度の終了の会計処理</p> <p>4.3.1 IFRS</p> <p>International Financial Reporting Standard (IFRS)は、International Accounting Standards Board (IASB：国際会計基準審議会) が公表している財務報告に関する基準である。</p> <p>その他に、IASB は、機構改革前の組織である</p>	<p>4.1.3 運用段階</p> <p>(3) 年金資産に関する税制（特別法人税）</p> <p>(4) 税率</p> <p>4.1.4 給付段階</p> <p>ウ 障害給付金</p> <p>エ 遺族給付金</p> <p>4.1.6 各種控除について</p> <p>(5)退職所得控除</p> <p>4.2.2.9 退職給付制度の終了</p> <p>(3) 退職給付制度の終了</p> <p>(4) 確定給付型の退職給付制度間の移行</p> <p>(5) 大量退職</p> <p>(6) 退職給付制度の終了の会計処理</p> <p>4.3.1 IFRS</p> <p>International Financial Reporting Standard (IFRS)は、International Accounting Standards Board (IASB：国際会計基準審議会) が公表している財務報告に関する基準である。</p> <p>その他に、IASB は、機構改革前の組織である</p>	<p>誤植の修正</p>

<p>International Accounting Standards Committee (IASC：国際会計基準委員会) によって公表された International Accounting Standards (IAS：国際会計基準) を機構改革時に一旦承認し、取入れた上で、継続的な改正を加えている。</p> <p>International Financial Reporting Interpretations Committee Interpretations (IFRIC) は、IFRS Interpretations Committee (IFRS-IC：国際財務報告解釈指針委員会) が開発している、IFRSs および IASs を適用する際に生じる疑問点等に関する解釈指針である。IFRIC の名称は、IFRS-IC の従前の名称に由来している。</p> <p>IAS と同様、IASB は、IFRS-IC の機構改革前の組織である Standard Interpretations Committee (SIC：解釈指針委員会) により開発された Standard Interpretations Committee Interpretation (SIC) も、機構改革時に一旦承認し、取り入れた上で、IFRS-IC が継続的な改正を加えている。</p> <p>IFRIC と SIC は、IASB の承認を得て公表される。</p> <p>これら全体によって構成される基準の全体を、IFRSs (国際財務報告基準) と呼ぶことが通例である。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>International Accounting Standards Committee (IASC：国際会計基準委員会) によって公表された International Accounting Standards (IAS：国際会計基準) を機構改革時に一旦承認し、取入れた上で、継続的な改正を加えている。</p> <p>International Financial Reporting Interpretations Committee Interpretations (IFRIC) は、IFRS Interpretations Committee (IFRS-IC：国際財務報告解釈指針委員会) が開発している、IFRSs および IASs を適用する際に生じる疑問点等に関する解釈指針である。IFRIC の名称は、IFRS-IC の従前の名称に由来している。</p> <p>IAS と同様、IASB は、IFRS-IC の機構改革前の組織である Standard Interpretations Committee (SIC：解釈指針委員会) により開発された Standard Interpretations Committee Interpretation (SIC) も、機構改革時に一旦承認し、取り入れた上で、IFRS-IC が継続的な改正を加えている。</p> <p>IFRIC と SIC は、IASB の承認を得て公表される。</p> <p>これら全体によって構成される基準の全体を、IFRSs (国際財務報告基準) と呼ぶことが通例である。</p> <p><u>IFRS 財団の定款によると、IFRS は原則が明らかになるように記述された高品質で理解可能な強制力のあるグローバルに受け入れられた財務報告基準の単一のセットとなることを狙いとして、開発されている。また、IFRS は、投資</u></p>	<p>記載削除</p>
---	--	-------------

(削除)

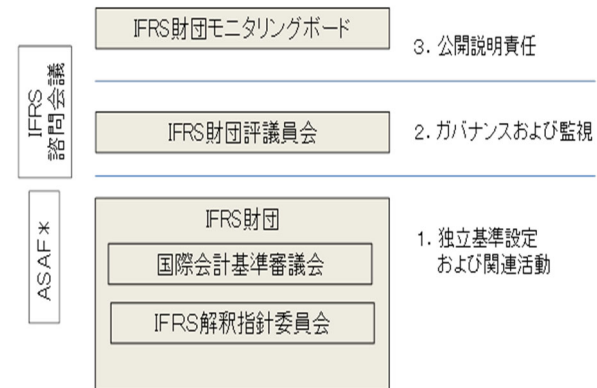
家、他の資本市場参加者、及び、他の財務情報の利用者が、
経済的な決定を行う場合に有用であるように、財務諸表や
他の財務報告の中で、高品質で透明性の高い比較可能な情
報を求めるような基準であるべき、とされている。

4.3.2 IFRSs を設定する組織

(1) IFRSs を設定する組織の構成

IFRSs を設定する組織の構成は、以下の図のようになって
いる。こうした組織の構成を、IASB では、「三段構造」と呼
んでいる。

< IFRS を設定する組織の構成 >



*ASAF:会計基準アドバイザーフォーラム(国際基準設定コミュニティ代表)

「IFRSs を設定
する組織」を削
除

(2) IFRSs を設定する組織の歴史

IASB の前身である IASC は 1973 年に設立され活動を開始した。2001 年に機構改革が行われ、IFRS 財団が設立され、IASB は、その機関として設けられた。

IFRS 財団は、設立以降、以下の年表のように進化を続けている。

<IFRS 財団の歴史>

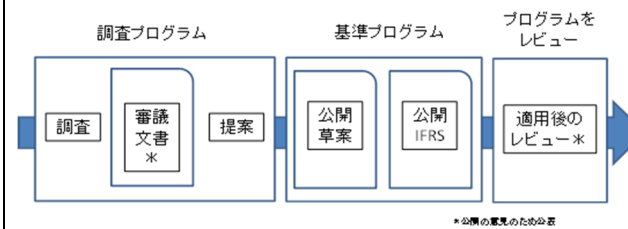
<u>2001 年</u>	<u>IFRS 財団設立。評議員会長にポールボルカー、IASB 会長にデイビッドツイーディー卿が任命される。</u> <u>IASB がテクニカルプロジェクトの最初のプログラムを発表する。</u>
<u>2003 年</u>	<u>IASB が最初の基準 IFRS1 を発表し、会議のウェブ放送を開始する。</u>
<u>2004 年</u>	<u>IASB が 2005 年における IFRS 適用のための安定性の高いプラットフォームを完成させる。</u>
<u>2005 年</u>	<u>評議員による最初の構造レビューが終了。評議員メンバーを増員し、デュープロセスの強化を図る。</u>
<u>2008 年</u>	<u>IASB および FASB は Financial Crisis Advisory Group (金融危機に対するアドバイザリーグループ) を発足し、危機に対する共同対応を指導する。</u>

	<p><u>2009 年</u></p>	<p><u>IASB が中小規模企業向け IFRS を発表する。</u> <u>評議員による最初の構造レビューが終了。評議員メンバーを増員し、デュープロセスの強化を図る。</u> <u>より明確な公的な説明責任を提供する IFRS 財団モニタリングボードが発足。</u></p>	
	<p><u>2010 年</u></p>	<p><u>評議員はモニタリングボードのガバナンスレビューと並行して、戦略のレビューを開始。IASB は投資家専用連絡プログラムを開始。</u></p>	
	<p><u>2011 年</u></p>	<p><u>IASB の議長にハンスフーガーホースト、副議長にイアンマッキントッシュが任命される。</u> <u>評議員が IASB 新興経済国グループを設立する。</u></p>	
	<p><u>2012 年</u></p>	<p><u>IASB が初回の 3 年に 1 度のアジェンダ協議を行い、モニタリングボードと評議員が共同でガバナンスおよび戦略レビューの結果を公表する。</u> <u>IFRS 財団アジアオセアニア支部開設。</u></p>	
	<p><u>2013 年</u></p>	<p><u>評議員による会計基準アドバイザリーフォーラム設立、創立総会を開催する。</u> <u>評議員によるデュープロセスハンドブックの主要修正。</u></p>	
	<p><u>(3) IFRS の開発の手続き</u> <u>IFRS は以下の図のような手続きによって開発される。</u></p>		

(削除)

IASB 公表資料によると「このデュー・プロセスは、徹底的に開かれた参加型で、かつ、透明性の高いものであり、また、全てのプロセスにおいて、投資家、規制当局、ビジネスリーダー、グローバルな会計専門家が関与するものとなっているほか、世界各国の基準設定主体とも協調して実施されるものとなっている」とのことである。

<基準の開発方法>



4.3.3 IFRSs の適用の歴史

IFRSs は、次の年表のように、各国での適用が広がっている。

<IFRS 適用の歴史（2002 年以降）>

<u>2002 年</u>	<u>米国：IASB および FASB は、それぞれの基準を向上させ、コンバージェンスをもたらす共同プログラムに合意する。</u> <u>ヨーロッパ：欧州連合は 2005 年からの IFRS</u>
---------------	--

「IFRSs の適用の歴史」を削除

		適用に合意する。
<u>2003年</u>		<u>オーストラリア、香港、ニュージーランド、南アフリカ：2005年からのIFRS適用に合意する。</u>
<u>2004年</u>		<u>日本：IASB および ASBJ が IFRS と日本の GAAP について合意する。</u>
<u>2005年</u>		<u>ヨーロッパ：25カ国にある約7000の企業が同時に各国の会計通則（GAAP）からIFRSに切り替える。</u>
<u>2006年</u>		<u>米国：IASB および FASB が覚書（MoU）でコンバージェンスプログラムの加速化に合意する。</u> <u>中国：実質的にIFRSと一致する会計基準を適用しており、将来的に完全なコンバージェンスを目指す。</u>
<u>2007年</u>		<u>ブラジル、カナダ、チリ、イスラエル、韓国：IFRS適用に向けたスケジュールを設定。100以上の国でIFRSの使用が要求または容認されている。</u> <u>米国：SECでは外国企業の報告におけるIFRS使用を容認し、米国企業での適用に取り組む。</u>
<u>2008年</u>		<u>マレーシアおよびメキシコ：IFRS適用予定を公表する。</u>
<u>2009年</u>		<u>日本：IFRS指針を承認し、IFRSの自主適用を容認する。</u> <u>G20：リーダーがIASBの業務をサポート。</u>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="999 233 1151 312"></td> <td data-bbox="1151 233 1742 312"> <u>国際的に推奨される基準に向けて迅速な動きが要求される。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 312 1151 475"> <u>2011年</u> </td> <td data-bbox="1151 312 1742 475"> <u>中小規模企業向け IFRS：約 80 の管轄区域で中小規模企業向け IFRS を適用、または適用の予定を発表。</u> <u>カナダ：IFRS の使用を開始。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 475 1151 587"> <u>2012年</u> </td> <td data-bbox="1151 475 1742 587"> <u>アルゼンチン、メキシコ、ロシア：IFRS の使用をすべて開始。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="999 587 1151 703"> <u>2013年</u> </td> <td data-bbox="1151 587 1742 703"> <u>IFRS 財団による国際的な会計基準に向けた前進計画のための管轄プロフィールの公表を行う。</u> </td> </tr> </table>		<u>国際的に推奨される基準に向けて迅速な動きが要求される。</u>	<u>2011年</u>	<u>中小規模企業向け IFRS：約 80 の管轄区域で中小規模企業向け IFRS を適用、または適用の予定を発表。</u> <u>カナダ：IFRS の使用を開始。</u>	<u>2012年</u>	<u>アルゼンチン、メキシコ、ロシア：IFRS の使用をすべて開始。</u>	<u>2013年</u>	<u>IFRS 財団による国際的な会計基準に向けた前進計画のための管轄プロフィールの公表を行う。</u>	
	<u>国際的に推奨される基準に向けて迅速な動きが要求される。</u>									
<u>2011年</u>	<u>中小規模企業向け IFRS：約 80 の管轄区域で中小規模企業向け IFRS を適用、または適用の予定を発表。</u> <u>カナダ：IFRS の使用を開始。</u>									
<u>2012年</u>	<u>アルゼンチン、メキシコ、ロシア：IFRS の使用をすべて開始。</u>									
<u>2013年</u>	<u>IFRS 財団による国際的な会計基準に向けた前進計画のための管轄プロフィールの公表を行う。</u>									
<p>(1) <u>日本</u></p> <p><u>日本においては、当初、企業会計基準委員会 (ASBJ) と IASB との間におけるコンバージェンス の推進という形で取り組みが行われた。</u></p> <p><u>その後、2009年6月に金融庁がIFRSs のアドプション についての方針 (2010年3月期の財務諸表より IFRS の任意適用を認めることおよび IFRS の強制適用については将来判断すること) を表明した。続いて、2009年12月に「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令 (平成 21 年内閣府令第 73 号)」が公布され、2010年3月31日以降に終了する事業年度より、一定の条件のもとで、連結決算における IFRSs の任意適用が行われるようになった。</u></p>										

2014年11月末現在のところ、IFRSsを任意適用する企業が、徐々に増加している状況である（IFRSsの強制適用については、2014年11月末現在のところ未定）。

<日本におけるIFRSsの歴史>

<u>2005年1月</u>	<u>ASBJとIASBによるコンバージェンスの合意（基準の差異の縮小に関する共同プロジェクトを立ち上げること）</u>
<u>2006年10月</u>	<u>ASBJがコンバージェンスに向けた短期プロジェクトの計画表を公表</u>
<u>2007年8月</u>	<u>ASBJとIASBは2011年6月末までに会計基準のコンバージェンスを図ることで合意（東京合意）</u>
<u>2007年12月</u>	<u>ASBJは東京合意に基づくプロジェクト計画表を公表（コンバージェンスに対する取組状況を示すことを目的とする）</u>
<u>2009年6月</u>	<u>金融庁が「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（ロードマップ）を公表</u>
<u>2010年</u>	<u>2010年3月31日以降に終了する事業年度よりIFRS任意適用の開始</u>
<u>2012年7月</u>	<u>金融庁が「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方についてのこれまでの議論（中間的論点整理）」を公表（IFRSの任意適用の</u>

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1003 228 1182 268"></td> <td data-bbox="1182 228 1727 268">積み上げを図ることを表明)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1003 268 1182 475">2013年 6月</td> <td data-bbox="1182 268 1727 475">金融庁が「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を公表(「任意適用要件の緩和」「アドプションに加えてエンドースメントの推進」「単体開示の簡素化」を表明)</td> </tr> </table> <p>(資料) ASBJ および金融庁公表資料を元に作成</p> <p>(2) <u>EU (欧州連合)</u> 2002年にEUは、2005年からEU域内の資本市場に上場する企業に対して、連結財務諸表をIFRSに基づいて作成することを義務付けることを決定した。その決定に基づき、2005年に、25ヶ国の約7000の企業が各国の基準からIFRSsに切り替えた。</p> <p>(3) <u>米国</u> 米国では、(1)で示した年表の通り、2006年の覚書 (MoU) によって、コンバージェンスの加速化に合意した。 その後、SECが2007年に外国企業の報告におけるIFRS使用を容認した。続いて、2008年にロードマップ案を公表してコメントを募集した。その結果、IFRSの導入に対してはコメント提出者によって意見が分かれたため、SECは2010年2月にロードマップ案を撤回し、米国上場企業のIFRS適用を2015年以降とする声明文を公表した。(声明以降、2014年11月末現在、米国企業におけるIFRSの適用に</p>		積み上げを図ることを表明)	2013年 6月	金融庁が「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を公表(「任意適用要件の緩和」「アドプションに加えてエンドースメントの推進」「単体開示の簡素化」を表明)	
	積み上げを図ることを表明)					
2013年 6月	金融庁が「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」を公表(「任意適用要件の緩和」「アドプションに加えてエンドースメントの推進」「単体開示の簡素化」を表明)					

<p><u>4.3.2</u> IAS19</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>関する公式な決定は行われていない。)</u></p> <p><u>(4) その他の地域</u></p> <p><u>IFRS 財団は、2014 年 10 月現在で 138 の地域 (G20 をすべて含む) について、ウェブサイト上で IFRSs の適用状況を公開している。それによると 114 の地域がアドプションを採用 (この内、112 地域は適用開始済) し、残りの 24 地域の内、12 地域において任意適用が採用されており、2 地域においては金融機関のみへの IFRS の強制適用が採用されており、1 地域においては強制適用に向けてのプロセス中であり、1 地域においてはコンバージェンスのプロセス中であり、残りの 8 地域においては各国 (或いは地域) 基準が使用されている。</u></p> <p><u>4.3.4</u> IAS19</p> <p>(中略)</p> <p><u>4.3.5 IAS19 の開発の歴史</u></p> <p><u>IAS19 の結論の根拠によると、IAS19 の開発の経緯は以下の通りである。</u></p> <p><u>1983 年に、IASC が IAS19 (Accounting for Retirement Benefits in Financial Statements of Employers) を承認した。</u></p>	<p>番号の修正</p> <p>「IAS19 の開発の歴史」を削除</p>
--	---	---------------------------------------

<p><u>4.3.3</u> IAS19 の構成</p> <p>以下では、アクチュアリーが、IAS19 に関する業務を行うにあたり、IAS19 を読む上で知っておくべき、IAS19 を構成する「基準」「結論の根拠」「設例」の位置付けや留意すべき事項について記述する。</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>続いて、部分的な再検討の後、1993 年に IASC は、IAS19 (Retirement Benefit Costs) を承認した。</u></p> <p><u>再び、より包括的な再検討を経て、1998 年 1 月に、IASC は、IAS19 (Employee Benefits) を承認した。</u></p> <p><u>その後、継続的に小規模な改正が行われたが、再び包括的な再検討が計画され、2008 年 3 月に、IASB がディスカッション・ペーパーを公表するなど、改正のデュー・プロセスが進められた。検討の結果、IASB は、2011 年 6 月に、①確定給付負債（資産）の純額の認識、②制度改訂、縮小及び清算、③確定給付制度に関する開示、④解雇給付の会計処理等の領域に改善の目標を絞って、IAS19 の改正を公表した。</u></p> <p><u>それ以降 2014 年 11 月末まで、2013 年 11 月と 2014 年 9 月に、小規模な改正が行われた。</u></p> <p><u>4.3.6</u> IAS19 の構成</p> <p>以下では、アクチュアリーが、IAS19 に関する業務を行うにあたり、IAS19 を読む上で知っておくべき、IAS19 を構成する「基準」「結論の根拠」「設例」の位置付けや留意すべき事項について記述する。<u>また、項末には参考のために IAS19 の目次を転載する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(参考) IAS19 の目次</u></p>	<p>IAS19 の目次を</p>
---	--	-------------------

	はじめに	IN1-IN8	削除
	<u>国際会計基準第 19 号</u>		
	<u>従業員給付</u>		
	目的	1	
	範囲	2-7	
	定義	8	
	短期従業員給付	9-25	
	認識及び測定	11-24	
	すべての短期従業員給付	11-12	
	短期有給休暇	13-18	
	利益分配及び賞与制度	19-24	
	開示	25	
	<u>退職後給付：確定拠出制度と確定給付制度との区別</u>		
	26-49		
	複数事業主制度	32-39	
	共通支配下にある企業間で		
	リスクを分担する確定給付制度	40-42	
	公的制度	43-45	
	保険が付された給付	46-49	
	退職後給付：確定拠出制度	50-54	
	認識及び測定	51-52	
	開示	53-54	
	<u>退職後給付：確定給付制度</u>	55-152	
	認識及び測定	56-60	

	推定的債務の会計処理	61-62
	財政状態計算書	63-65
	認識及び測定：確定給付制度債務の	
	現在価値及び当期勤務費用	66-98
	数理計算上の評価方法	67-69
	給付の勤務期間への帰属	70-74
	数理計算上の仮定	75-80
	数理計算上の仮定：死亡率	81-82
	数理計算上の仮定：割引率	83-86
	数理計算上の仮定：給与、給付及び医療費	87-98
	過去勤務費用及び清算損益	99-112
	過去勤務費用	102-108
	清算損益	109-112
	認識及び測定：制度資産	113-119
	制度資産の公正価値	113-115
	補填	116-119
	確定給付費用の内訳	120-130
	確定給付負債（資産）の純額に係る利息純額	123-126
	確定給付負債（資産）の純額の再測定	127-130
	表示	131-134
	相殺	131-132

	流動・非流動の区分	133	
	確定給付費用の内訳	134	
	開示	135-152	
	確定給付制度の特徴及び関連するリスク	139	
	財務諸表上の金額の説明	140-144	
	将来キャッシュ・フローの 金額、時期及び不確実性	145-147	
	複数事業主制度	148	
	共通支配下にある企業間で リスクを分担する確定給付制度	149-150	
	他の IFRS の開示要求	151-152	
	その他の長期従業員給付	153-158	
	認識及び測定	155-157	
	開示	158	
	解雇給付	159-171	
	認識	165-168	
	測定	169-170	

	<ul style="list-style-type: none"> <u>1.目的</u> <u>2.適用範囲</u> <u>3.行動規範との関係</u> <u>4.遵守と逸脱</u> <u>5.IAS19 の改定</u> <u>6.適用日</u> <u>(本則)</u> <u>7.依頼の引受け</u> <u>8.知識</u> <u>9.専門家としての合理的な判断</u> <u>10.重要性</u> <u>11.比例性</u> <u>12.他者への依拠</u> <u>13.給付の分類</u> <u>14.Constructive Obligation</u> <u>15.データの品質</u> <u>16.数理上の仮定</u> <u>17.数理上の仮定を選定する方法</u> <u>18.割引率（数理上の仮定）</u> <u>19.死亡率（数理上の仮定）</u> <u>20.一般物価のインフレーション（数理上の仮定）</u> <u>21.医療費（数理上の仮定）</u> <u>22.将来の給付額（数理上の仮定）</u> <u>23.数理上の仮定を作成する手続きの変更</u> 	<p>との平仄を合 わせ削除</p>
--	--	------------------------

<p>【参考文献】</p> <p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(中略)</p> <p>○IAS 19</p> <p style="text-align: right;">IASB</p>	<p><u>24.制度資産</u></p> <p><u>25.資産の上限</u></p> <p><u>26.勤務期間への給付の帰属</u></p> <p><u>27.数理上の仮定又は方法の提示と指示</u></p> <p><u>28.プロセス管理</u></p> <p><u>29.ピアレビュー（同輩による再吟味）</u></p> <p><u>30.後発事象の取扱い</u></p> <p><u>31.資料の保管</u></p> <p><u>32.コミュニケーション（連絡）の全般</u></p> <p><u>33.報告書</u></p> <p><u>(資料)「IAS19に関する数理実務基準」より引用</u></p> <p>【参考文献】</p> <p>(中略)</p> <p>○IFRS 財団定款（2013年1月） IFRS 財団</p> <p>○財団とその活動の紹介 平成 25 年 9 月 IFRS 財団、 IASB</p> <p>(中略)</p> <p>○IAS 19 <u>(2011年6月版)</u> IASB</p>	<p>記載削除</p> <p>日付を削除</p>
--	--	--------------------------

<p>(中略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(中略)</p> <p><u><Notice></u></p> <p><u>Copyright ©International Financial Reporting Standards Foundation</u></p> <p><u>All rights reserved. Reproduced by Institute of Actuaries of Japan with the permission of the International Financial Reporting Standards Foundation®.</u></p> <p><u>Reproduction and use rights are strictly limited. No permission granted to third parties to reproduce or distribute.</u></p> <p><u>(注)</u></p> <p><u>IFRS 財団は IFRS 財団および IASB の作成した資料等に関する著作権等の一切の権利を留保している。本分冊内には、IFRS 財団の許諾に基づき日本アクチュアリー会によって転載または要約された部分が含まれている。これらに関する複製および使用は厳格に制限されている。第三者の複製や配布は許諾されていない。</u></p> <p><u><Disclaimer ></u></p> <p><u>The International Accounting Standards Board, the International Financial Reporting Standards Foundation, the authors and the publishers do not accept</u></p>	<p>記載削除</p>
--------------------------------	---	-------------

	<p><u>responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.</u></p> <p><u>(免責)</u></p> <p><u>IASB、IFRS 財団、著者、発行者は、本分冊のに基づいて行動したことや本分冊の内容に基づいて行動しなかったことによって生じた損失に対して、当該損失が過失によるものである場合であってもそうでない場合であっても、すべての責任を免れるものとする。</u></p>	
--	---	--